

埼玉県立川越女子高等学校 部活動に係る活動方針

1 活動の基本方針

- (1) 学力の向上とともに人格の陶冶を目指し、自主自律の精神と豊かな人間性を培い、学校生活を充実させる。
- (2) 学習と部活動との両立を第一に考え、十分な学習時間を確保するとともに、計画的で効果的な部活動の実践を通して、生徒の心身の健康増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が作成した年間、月間の活動計画及び活動実績を管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 外部指導者については、各部の状況に応じて活用する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、管理職、顧問教諭、担任、養護教諭の連携を図る。
- (5) 教職員及び生徒が参加する心肺蘇生法や AED 使用の研修会を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニュー作成、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修会の開催や、高体連・高文連等が実施する研修会・講習会等への参加を推進する。
- (7) 部活動費用（部費など）を集金する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 平日の活動時間は、生徒の安全確保のための適切な準備や片付けの時間を確保したうえで 2 時間程度とし、19 時完全下校を遵守する。
- (2) 週休日（土曜日・日曜日）の部活動は、練習試合やコンクール前の集中練習を除き、半日を原則とする。
- (3) 週休日（土曜日・日曜日）の練習試合については、部員が参加する模擬試験や補習
が予定されていない場合にのみ、午前及び午後を実施することを認める。
（合宿中の活動も練習試合に準じる）
- (4) 原則として週 2 日以上休養日を設ける。公式試合及びコンクール 1 週間前の活動については、この限りではない。（休養日は、平日 1 日以上かつ土日いずれか 1

日以上を原則とするが、年間 100 日以上を目途とする。)

(5) 定期考査 1 週間前及び定期考査期間中の部活動は、原則禁止とする。ただし、考査

前の練習については、公式試合及びコンクール 1 週間前から原則として出場者のみ、活動を限定して 1 時間程度管理職が許可した場合のみ認める。

(6) 長期休業中（夏季休業及び冬季休業）は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する 3 日間以上の休養日を 1 回以上設定する。

(7) 朝練習の恒常的な実施は、禁止する。大会直前等で実施する部活動は、顧問から管理職に申し出ることとし、必ず顧問の指導の下で行うものとする。

(8) 各部活動において参加する公式試合・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。